

各市区町村 不足額給付ご担当者各位

不足額給付に係る令和6年度調整給付金支給状況等調査について

標記のことに係る照会については、下記のとおり貴市において事前に調査等を行い、当市でないと確認できない事項に限定したうえで、ご照会いただきますようお願いいたします。

記

- 1 照会対象者の現在の令和6年度住民税課税状況は、情報提供ネットワークを使用してご確認ください。

※ 本件確認用に管理番号 101-112 が追加されています。(2025 年 2 月 12 日付デジタル庁事務連絡参照)

- 2 以下に記載する情報提供ネットワークでは確認できない事項に限り、下記へご照会ください。

- (1) 情報提供ネットワークでは確認できなかった課税地や課税の状況

照会先：千葉市税務事務センター（〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1）

- (2) 当初調整給付の受給対象、調整給付額及び受給の有無

照会先：千葉市保護課 調整調整給付担当（〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1）

- (3) 低所得者向け給付金の対象者に係る状況

照会先：千葉市保護課 非課税給付担当（〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1）

現在、照会件数が多く、回答までに1か月程度の期間を要しています。必ず回答までの期間に余裕をもって照会してください。

また、対象者の人数に関わらず照会が到達した順に処理しているため、緊急での回答は対応できかねます。

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。